

# 令和7年度 中野区介護サービス事業者集団指導 訪問型サービス事業所等

令和8年1月

中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護事業者係

※動画の一部に明滅が発生する箇所がありますので、視聴の際はご注意ください。

日時 令和8年1月22日（木）14時～16時  
場所 中野区役所 6階 605会議室

1. 集団指導の開催に当たって
2. 運営指導等に関する講義  
    介護保険課 介護事業者係
3. 他係・他課からのお知らせ  
    (1) 介護保険課 管理係  
    (2) 福祉推進課 高齢者専門相談係

# 配布資料一覧

- 令和7年度中野区介護サービス事業者集団指導
- 別紙1 処遇改善加算リーフレット1
- 別紙2 処遇改善加算リーフレット2
- 別紙3 中野区介護保険施設等の指導監督基準
- 別紙4 令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針
- 別紙5 契約解除に関する対応の留意点  
(平成27年度版 東京都における介護保険サービスの  
苦情相談白書の一部抜粋)
- 別紙6 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル  
(一部抜粋)
- 別添資料 福祉推進課 高齢者専門相談係より  
高齢者虐待発見チェックシートなど

# 集団指導の開催に当たって

## 1. 集団指導の目的・内容について

### 【目的】

- 適正なサービスを提供するために必要な情報を伝達する
- サービスの質の確保・保険給付の適正化

### 【内容】

- ①介護保険関係法令の改正の内容
- ②運営指導の実施方針及び運営指導での主な指摘事項
- ③事業所の指定及び加算等に関する届出
- ④苦情・事故報告への対応など

※概ね3年から6年に1回、各事業所にて実地で実施する運営指導や6年に一度の指定更新申請時の審査と合わせて、国の定める基準に従い、適切なサービスが提供できるように各事業者と区が協力していく取り組みの一つとなります。ご理解の上、ご参加ください。

# 集団指導の開催に当たって

## 2. 開催方法と対象種別

集合形式・動画配信（Youtube）で開催します。

### 【集合形式】

- 中野区役所の会議室で実施します。

### 【動画配信】

- Youtubeで令和8年3月末まで公開します。
- 公開期間、URLはケア俱楽部をご確認ください。
- 動画配信の内容は、集合形式による実施内容と同じです。

# 集団指導の開催に当たって

## 2. 開催方法と対象種別

今回の集団指導の対象サービス種別は**訪問系サービス**です。

○居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター

※その他、介護支援専門員の在籍する事業所も参加可能。

※（看護）小規模多機能型居宅介護は居宅系サービスに該当するため参加必須。

○通所系サービス（通所介護、総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

○**訪問系サービス（訪問介護・総合事業訪問型サービス、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）**

○認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護

# 集団指導の開催に当たって

## 3. 出席確認・質問

ケア俱楽部で配信されるアンケートで、回答・質問してください。

※締め切り：**2月末**



The screenshot shows the Chiba City Care Club website interface. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Notices, Bulletin Board, Related Person Search, Activity Record, and Home. Below the navigation bar, there is a section titled "Important Notices" (重要なお知らせ) with a message about confirming email addresses. To the right of this message are three buttons: "Bulletin Board" (掲示板), "Related Person Search" (関係者専用検索), and "Registration Management" (登録事業所管理). Below this section is a "New Survey" (新着アンケート) button, which is highlighted with a red box. To the right of this button are three more buttons: "Search for registered activity records" (登録済みの活動記録検索), "Activity Record Registration" (活動記録登録), and "Resource Registration" (資源登�егист). Further down the page is a "Notice and Information" (お知らせ・情報) section with a "Survey" (アンケート) button highlighted with a red box. To the right of this button are three more buttons: "Frequently Asked Questions" (よくある質問), "Regional Resource Distribution Map" (地域資源分布マップ), and "User Information Change" (ユーザー情報変更). At the bottom of the page, there is a footer with links for "Chiba City Notices" (中野区のお知らせ), "Ministry of Health, Labour and Welfare" (厚生労働省), "Prefecture and City" (都道府県), "Senior Welfare Association" (老人福祉施設協議会), "Silver Newspaper" (シルバー新報), and "Disability Promotion Task Force" (福祉推進課). There is also a link for "Senior Welfare Consultation" (高齢者専門相談係).

※いただいた質問は、後日区HP上で回答させていただきます。

# 目次

1. 加算について	P. 8
2. 管理者の兼務について	P. 10
3. 運営指導について	P. 12
4. 運営指導における主な指摘事項等について	P. 19
5. 事業所の指定に係る届出等について	P. 34
6. 電子申請届出システムについて	P. 41
7. 区に寄せられた苦情・相談について	P. 46
8. 事故報告について	P. 53
9. けあプロ・n a v i、ケア俱楽部について	P. 70
10. 他係、他課からのお知らせ	
（1）介護保険課 管理係	P. 79
（2）福祉推進課 高齢者専門相係	P. 83

# 1. 各種加算について

## ①介護職員等処遇改善加算

- 令和7年4月1日より、介護職員等処遇改善加算（V）の各区分が無くなりました。
- 令和7年4月以降、新たに（I）～（IV）を算定する場合  
①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）  
②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制等状況一覧表）  
③介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（処遇改善計画）  
を提出してください。
- 同加算の詳細、相談窓口については厚生労働省ホームページをご確認ください。  
URL : <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

# 1. 各種加算について

## ②業務継続計画未策定減算

- サービス種別によっては令和7年4月1日より同減算が適用される場合があります

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、 ③ 夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月
--	---	--------

【参考】介護保険最新情報VOL.1225

## 2. 管理者の兼務について

基準上、管理者は常勤かつ管理業務に専従することが求められています。

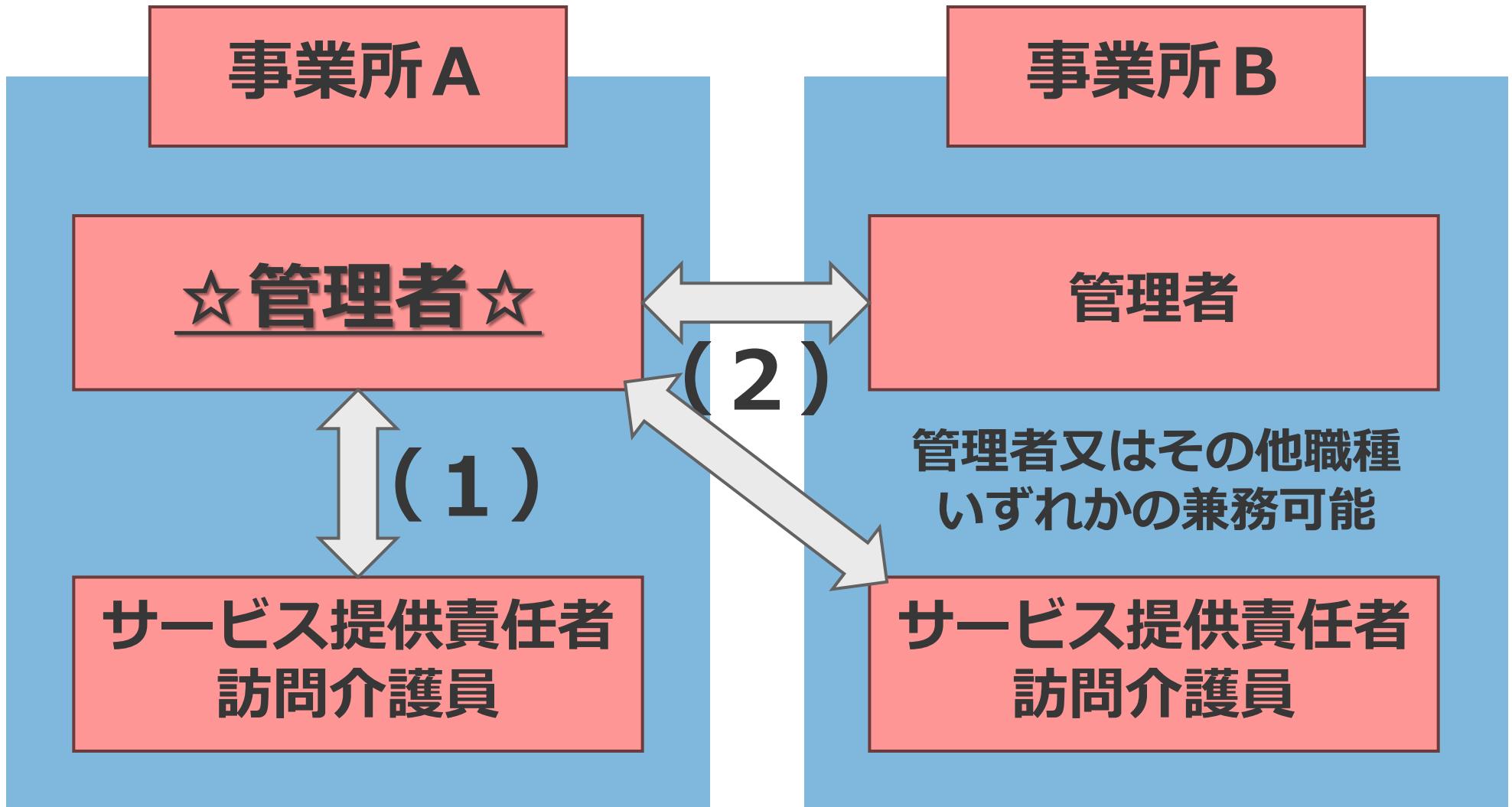
ただし、以下のいずれかの場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない時は、他の職務を兼ねることができます。

**(1) 当該事業所の従事者としての職務に従事する場合。**

**(2) 同一の事業者によって設置された他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。**

※ 「管理業務に支障がない」とは、  
当該他の事業所・施設等に従事する時間帯も、当該事業所の職員及び業務の一元的な管理、指揮命令に支障が生じないことを指す。

## 2. 管理者の兼務について



# 3. 運営指導について

## ①運営指導について

中野区では「中野区介護保険施設等の指導監督基準※」を定め、この基準に基づき、運営指導を行います。

※別紙3又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

### | 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準 \(PDF形式: 253KB\)](#)

[介護保険施設の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 641KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 178KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 237KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 2,032KB\)](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 227KB\)](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針 \(PDF形式: 596KB\)](#)

### 3. 運営指導について

#### ②実施方針について

毎年度、指導監督基準とは別に指導の実施方針※を定め、その実施方針に基づき運営指導を実施しています。

※別紙4又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

#### | 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準 \(PDF形式: 253KB\)](#)

[介護保険施設の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 641KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 178KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 237KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 2,032KB\)](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 227KB\)](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針 \(PDF形式: 596KB\)](#)

### 3. 運営指導について

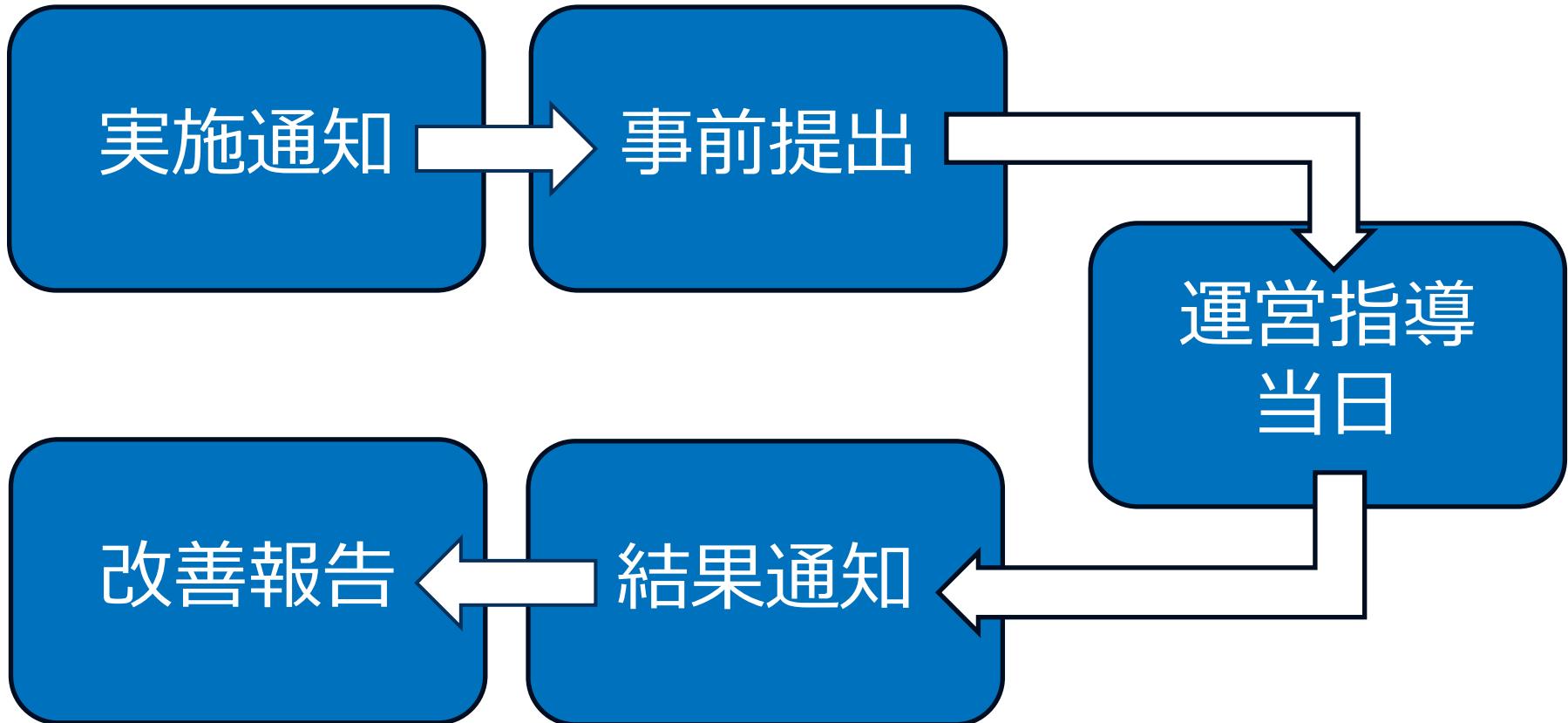
#### ③基本方針について

##### 運営指導

運営指導は、事業者等に対して、国指針に基づき、法及びその他の関係法令等で定める指定基準、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

### 3. 運営指導について

#### ④運営指導の流れ



### 3. 運営指導について

#### ④運営指導の流れについて

## （1）運営指導前

- 指導日の約1か月前に実施通知を送付します。

※通知を送付する前に事業所へ電話連絡し、日程等の事前調整を行います。

## ※実施通知（見本）

### 3. 運営指導について

#### ④運営指導の流れについて

##### （2）運営指導当日

- 指導時間は以下のとおりです。

○居宅サービス：9：30～12：30（目標）

○施設・居住系サービス：9：30～16:00（目標）

※指導・確認項目が多い場合、実施時間の延長又は日を改めて運営指導を行う可能性もあります。

- 原則、区の職員3名以上で指導班を編成し、指導を行います。

※サービス種別・事業者の状況等に応じて、指導の一部を委託している事務受託法人の職員が同行する場合があります。

- 運営関係の資料や利用者記録を確認し、ヒアリングを行った後に指導結果をまとめ、評価点及び改善点について講評を行います。

### 3. 運営指導について

#### ④運営指導の流れについて

##### （3）運営指導後

- 指導日から概ね1か月後までに結果通知書を送付します。
- 改善を要する事項がある事業者に対して、改善報告書の提出を求めます。  
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。
- 介護報酬の返還を要する場合、自己点検及び過誤一覧の提出を求めます。  
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

【根拠法令】（訪問介護）

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

○東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領

【根拠法令】（総合事業訪問型サービス）

●介護保険施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（総合基準）

○介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（総合解釈）

## 4. 運営指導における主な指摘事項について

【根拠法令】 (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)  
(夜間対応型訪問介護)

● 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準等を定める条例（密着条例）

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス  
に関する基準について（密着基準）

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ①内容及び手続の説明及び同意について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第12条第1項</li><li>●密着条例 第9条第1項 第59条（第9条第1項準用）</li><li>●総合基準 第7条第1項</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●重要事項説明書を利用者又はその家族に説明・同意・交付したことが記録から確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●重要事項説明書を説明・同意・交付した際は、以下のいずれかの方法によって記録してください。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護記録等に記載する。</li><li>2. 重要事項説明書にあらかじめ、説明・同意・交付について記載する。</li></ol></li></ul> <p>※交付の記録漏れが多く確認されました。</p>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ②心身の状況等の把握

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第17条</li><li>●密着条例 第14条 第59条（第14条準用）</li><li>●総合基準 第12条</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●サービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況把握に努めていることが確認できなかった。</li><li>●サービス担当者会議の記録を保管しておらず、会議に出席していることが確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●利用者の状況を把握し、事業所内で情報共有するためサービス担当者会議へ参加したことの記録を残してください。</li><li>●やむを得ず欠席する場合は、ケアマネジャーからの意見の照会に回答し、記録に残してください。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ③訪問介護計画の作成について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第28条第1項～第3項</li><li>●密着条例 第26条第1項、第3項、第4項、第5項～第7項、第59条（第26条各項を準用）</li><li>●総合基準 第40条第1号、第2号、4号、5号</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●アセスメントを実施していることが記録から確認できなかった。</li><li>●訪問介護計画の作成に当たり、説明し同意を得て、交付していることが確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●利用者の状態等を把握し、利用者の希望等を明確にするためにアセスメントを実施してください。</li><li>●訪問介護計画を利用者に交付する際は、計画書に説明・同意・交付の記載を行ったうえで署名を受けるか、支援経過記録等に「いつ、誰に、説明・同意・交付したか」を記録するかのいずれかを行ってください。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ④訪問介護計画の作成について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>● 訪問解釈 第3－一の3 (20) ③</li><li>● 密着解釈 第3－一の4 (17) ⑤ 第3－二の4 (2) ③</li><li>● 総合解釈 第3－3－1－ (2) ③</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● モニタリングを実施していることが記録から確認ができないものがあった。</li><li>● モニタリング結果を利用者又は家族に説明していることが確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>● 利用者の状態の変化等を把握するためにモニタリングを実施してください。</li><li>● モニタリング結果を利用者又はその家族に説明してください。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑤サービス提供の記録について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第23条第1項、第2項</li><li>●密着条例 第20条第1項、第2項 第59条（第20条第1項、第2項準用）</li><li>●総合基準 第17条第1項、第2項</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●日々のサービスについて、具体的な内容や利用者的心身の状況等を記録していることが確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●提供日・提供した具体的なサービスの内容と共に、利用者的心身の状況を記録してください。</li><li>●利用者からの申出があった場合は、記録した情報を提供する必要があります。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑥居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第20条</li><li>●密着条例 第17条 第59条（第17条準用）</li><li>●総合基準 第14条</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●居宅サービス計画の内容と相違したサービスが提供されていた。 具体的には服薬介助、計画と異なる訪問日、計画より長い時間のサービスなどの、居宅サービス計画の内容にないサービスが提供されていた。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●提供するサービスに変更があった場合は担当ケアマネジャーに連絡し、居宅サービス計画を変更してもらってください。</li><li>●訪問介護計画を変更し、計画に沿ったサービスを提供してください。</li></ul>

## 4. 運営指導における主な指摘事項について

### ⑦指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合基準 第40条第11号</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合事業利用者について 1か月に 1 回、利用者の状態、サービスの提供状況等を確認し、介護予防支援事業者等に報告していることが記録から確認できなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>● 少なくとも 1 か月に 1 回、以下の内容について介護予防支援事業者等に報告してください。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 訪問型サービス計画に係る利用者の状態</li><li>○ 当該利用者に対するサービスの提供状況</li></ul></li></ul>

## 4. 運営指導における主な指摘事項について

### ⑧勤務体制の確保について

根拠法令	●都条例 第11条第2項 ●密着条例 第32条第2項、第59条(第32条第2項準用) ●総合基準 第25条
指摘事項	●勤務する事業所名及び職務内容を、雇用契約書等で明確にしていなかった。

### ⑨事故発生時の対応について

根拠法令	●都条例 第39条 ●密着条例 第40条第1項、第2項 第59条(第40条第1項、第2項準用) ●総合基準 第35条 第1項、第2項
指摘事項	●中野区への報告を要する事故について、事故報告書を提出していなものがあった。 (参考：53ページ)
確認ポイント	●事故が発生した場合の対処方法については、あらかじめ訪問介護事業者が定めておくことが望ましいです。

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑩秘密保持等について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第34条第3項</li><li>●密着条例 第35条第3項、第59条(第35条第3項準用)</li><li>●総合基準 第29条第3項</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人情報の利用に当たり、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者からの同意のみで家族からの同意を得ていないものがあった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●家族の個人情報を利用する場合は、家族（複数いる場合は代表可）からの同意を得てください。</li><li>●遠方にいる場合でも、郵送等でのやり取りにより同意を得てください。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑪介護職員等処遇改善加算について

### 根拠法令

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示

### 指摘事項

- 新加算に係る賃金改善について、職員に周知していることが確認できなかつた。

### 確認 ポイント

- 賃金改善を行う方法等については、処遇改善計画書を用いて周知してください。
- 就業規則等の内容についても周知してください。

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑫記録の整備について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>●都条例 第41条第2項1号～6号</li><li>●密着条例 第42条第2項1号～6号 第58条第2項1号～6号</li><li>●総合基準 第38条第2項1号～6号</li></ul>
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●訪問介護計画書及び、サービス提供の記録を法定期間保管せず廃棄しているものがあった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>●記録を整備し完結の日から2年間保存してください。 完結の日とは利用者との契約が終了（解約）した日、 利用者が他の施設へ入所した日、利用者が亡くなった 日などのことです。</li><li>●記録の保存については、データ化等の方法でも可能 です。</li></ul>

# 4. 運営指導における主な指摘事項について

## ⑬設備・備品等について

### ●事務室及び相談スペースについて

- 個人記録を施錠できるキャビネット等で管理しているか。
- 鍵の管理は適切か。
- 個人情報を外から見える状態で保管していないか。
- 相談者のプライバシーを保護しているか。
- 家具の固定等、転倒防止対策が行われているか。
- 家具の上等の頭より高い場所に、重いものや硬いものを保管していないか。

### ●洗面所等、手指洗浄の設備・備品について

- タオル等の衛生品を共用にしているか。
- ゴミ箱にゴミが溜まつたまま放置していないか。

### ●衛生用品について

- 手袋、マスク、エプロン、消毒液等、衛生用品が備えてあるか。

## 4. 運営指導における主な指摘事項について

### ⑬設備・備品について

#### ●掲示物について

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談者が利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

○苦情を処理するために講じる措置の概要について記載した文書を、事業所に掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

※下記URLから、運営指導で使用する指摘事項票を閲覧できます。

URL : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/uneishido.html>

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ①指定に係る必要な書類

下記URLよりご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html#teisytu>

中野区ホームページにある「Google 提供」の検索ボックス、または「目的別検索 > ページID検索」に「877742477」と入力することでも閲覧可能です。



The screenshot shows the official website of Nakano City, Tokyo. At the top left is the city logo with the text '中野区 NAKANO CITY'. To the right is a search bar with 'Google 提供' and a magnifying glass icon. Below the search bar are links for '音声読み上げ・文字拡大', 'Multilingual', and 'やさしいにほんご'. Further right are buttons for '防災・安全情報' (Disaster Prevention and Safety Information) and '休日・救急診療' (Holidays and Emergency Medical Treatment). On the far right is a blue button labeled '目的別検索' (Search by Purpose). Below the header is a navigation menu with tabs: '子育て・教育', 'くらし・手続き' (which is highlighted in blue), '健康・福祉', 'まちづくり', and '区政情報'. Below the menu is a breadcrumb trail: 'トップページ > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 健康・福祉 > 介護保険サービス >'. A note below the trail reads '介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について'. At the bottom right of the page is a red box containing the text 'ページID: 877742477'.

介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ②申請書類等の提出書類について

- 原則、電子申請届出システムによる提出が必要です。  
※難しい場合は従来どおり、メール、郵送又は窓口持参も可としています（FAX不可）。

## ③各種届出について

### （1）指定更新

- 指定有効期限日の1か月前までに更新申請書と必要添付書類を提出してください。

### （2）変更届

- 変更日から10日以内に変更届と必要添付書類を提出してください。

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ③各種届出について

### (2) – 2 事業所所在地を変更する場合

- 事業所所在地が変更される場合、区職員が変更前に新事業所の設備及び備品の確認を行います。
- 移転前に区へ相談が必要です。
- 区外へ移転する場合、中野区へ廃止届を、移転先の区市町村へ指定申請書を提出してください。
- 指定申請については、移転先の区市町村へとご相談ください。

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ③各種届出について

### (3) 加算の届出

- 体制要件のある加算を開始・変更・終了する場合、以下の書類を提出してください。
  - 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」
  - 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制一覧表）」
  - 各種加算の必要添付書類
- 提出期限は算定開始月の前月15日となります。  
※認知症対応型共同生活介護は算定開始月の1日。
- 「介護職員等処遇改善加算」は、以下のURLをご確認ください。  
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigosyokuinsyogu.html>

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ③各種届出について

### (4) 廃止・休止・再開届

- 廃止・休止届は予定日の1か月前までに提出してください。

※廃止・休止に当たり、利用者を他事業所へ移行する場合、  
「移行先リスト」を併せて提出してください。

- 再開届は再開日から10日以内に提出してください。

※再開する場合、その月の「勤務形態一覧表」を、さらに休止  
前と現況に変更がある場合、変更届を提出してください

## ④指定申請書等の標準化について

- 中野区では申請書・その他添付書類様式を国の示す標準様式に  
合わせています。詳しくは以下のURLから厚生労働省ホーム  
ページをご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ⑤業務管理体制に係る届出について

区分	届出先
1 事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2 事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3 事業所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
4 事業所が同一中核市内に所在する事業者	中核市の長
5 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6 1～5以外の事業者	都道府県知事

対象の事業者	届出事項
全ての事業者	<input type="radio"/> 事業者の名称 <input type="radio"/> 事業者の主たる事務所の所在地 <input type="radio"/> 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所及び氏名 <input type="radio"/> 法令順守責任者の氏名及び生年月日
事業所数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
事業所数が100以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要

# 5. 事業所の指定に係る届出等について

## ⑤業務管理体制に係る届出について

- 中野区ホームページ

「業務管理体制の整備に係る届出」

URL : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/gyomukanritaisei.html>

- 業務管理体制の整備に関する届出システム

URL : <https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laecomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

# 6. 電子申請届出システムについて

## ①電子申請届出システムの概要

- 電子申請届出システムは、介護分野の文書負担軽減を目的としたシステムです。
- 詳細は以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

## ②中野区での電子申請届出システムによる申請受付について

- 中野区では令和6年10月1日から電子申請届出システムによる申請受付を開始しています。
- 利用方法の詳細は、中野区ホームページをご確認ください。  
[https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko\\_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/denshishinsei.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/denshishinsei.html)
- 同システムによる提出が原則ですが、難しい場合は従来通り、メール、郵送又は窓口持参での提出も可とします。

# 6. 電子申請届出システムについて

## ③受付可能な申請・届出の種類

- 新規指定申請書（要事前相談）
  - 指定更新申請書
  - 変更届
  - 加算届
  - 廃止・休止届
  - 再開届
  - 指定辞退届
- 
- 各種様式については、以下の中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html>

# 6. 電子申請届出システムについて

## ④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

### (1) GビズIDの取得

- 電子申請届出システムには「GビズID」でログインします。
- 以下のリンクから取得が可能です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※取得には申請から2週間～1ヶ月ほどかかります。

GビズID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

ログイン

GビズIDで行政サービスへの  
ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで  
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GビズIDアカウントの作成をはじめる

GビズIDについて詳しくはこちラ



# 6. 電子申請届出システムについて

## ④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

### (2) 登記情報提供サービス

- 登記事項証明書を電子で提出できるサービスです。

- 使用は必須ではありませんが、使用する場合は以下のリンク先をご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/use/index.html>

- 同サービスを利用しない場合は、以下の方法により登記事項証明書を提出してください。

1. 登記事項証明書をPDFデータにして、電子申請届出システムで提出する。
2. その後、原本（紙媒体）を郵送する。

# 6. 電子申請届出システムについて

## ⑤ログイン画面及び操作マニュアル

- 以下のリンク先からログイン可能です。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 操作方法は以下の動画をご確認ください。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl\\_5MM5](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5)

- 操作マニュアルは以下の中野区ホームページをご確認ください。

[https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko\\_hukushi/kourei//kaigoservice/denshishinsei.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei//kaigoservice/denshishinsei.html)

### 4. ログイン画面及び操作マニュアル

「電子申請届出システム」を活用した指定申請等に係る申請届出等は、下記リンクより行ってください。

[電子申請届出システム ログイン画面（外部サイト）](#)

また、本システムの操作方法については、以下に記載している資料をご参照ください。

【参考資料】

[【電子申請届出システム】 介護事業所向け操作ガイド（PDF形式：10,097KB）](#)

[【電子申請届出システム】 操作マニュアル（介護事業所向け） 詳細版（PDF形式：9,618KB）](#)

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ①令和6年度の苦情・相談等の状況

### ●サービス種類ごとの件数

居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	特別養護老人ホーム	その他	合計
11件	4件	0件	1件	59件	75件

### ●苦情内容ごとの件数

サービスの質	従業者の態度	管理者等の対応	説明・情報不足	利用者負担	その他	合計
4件	7件	6件	5件	0件	53件	75件

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ②苦情・相談事例

区に寄せられた苦情・相談等を共有します。

ケース	各種書類への署名について
相談者	利用者家族
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業者の訪問時色々な書類にサインをしたが、後から見返すと内容が全く分からぬ。</li><li>○きちんとした説明もなくサインだけを求めていいのか。</li></ul>
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○ケアプランや個別計画書は、計画の内容について、利用者又はその家族に丁寧な説明をして同意を得てください。</li></ul>

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ②苦情・相談事例

ケース	自転車や送迎車の駐輪・駐停車について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○駐輪・駐停車によって歩行の妨げや、歩行者が危険な状態となっている。</li><li>○注意したことで職員と言い合いになった。</li></ul>
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○駐輪場等がない場所、道幅が狭い場所への訪問時や送迎時の駐輪・駐停車時は交通ルールを守ってください。</li><li>○区民等から苦情を受け付けた場合は適切に説明し、近隣住民と良好な関係を保つことができるよう、細心の注意を払ってください。</li></ul>

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ②苦情・相談事例

ケース	車両での移動について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○送迎車が狭い道路をスピードを出して走行してきましたため、歩行者にぶつかりそうになった。</li><li>○一時停止を怠った自転車が歩行者と接触した。お互いケガはなかったが自転車に介護事業所の名前が書かれていた。</li></ul>
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○送迎車には高齢者が乗車していることを意識し、歩行者にも注意して運転してください。</li><li>○自転車も車両であることを再確認し、交通ルールを守ってください。</li></ul>

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ②苦情・相談事例

ケース	職員の喫煙について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業所の職員が路上喫煙をしていた。</li><li>○たばこの煙が近隣の住宅に流れ込んでくる。</li><li>○道路の側溝に吸殻を投げ捨てていた。</li></ul>
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○たばこの煙の匂いなどによる近隣住民とのトラブルを避けるためにも、喫煙所内での喫煙に努めてください。</li><li>○喫煙場所や吸殻については、関係法令に従つて適切な場所での喫煙・吸殻の処理をするよう、細心の注意を払ってください。</li></ul>

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ③契約解除におけるトラブルについて

事業者が必要な手続きを踏まずに一方的に契約を解除した場合や事業者が提示した契約解除事由に利用者又はその家族が納得できないことによる苦情が区に寄せられます。

### 【留意点①】

- 介護保険サービスにおいては、法令により事業者が正当な理由なくサービス提供を拒んではならないとされている。
- 事業者は原則として利用申込に応じなければならない。
- 利用者又は家族の背信行為によりサービス継続が困難な場合でも、契約解除を回避するように努める必要がある。
- 正当な理由により、やむを得ず契約を解除しなければならない場合は、契約書の掲載事項に則した対応をする。

# 7. 区に寄せられた苦情・相談等について

## ③契約解除におけるトラブルについて

### 【留意点②】

- 契約解除事由・介助手続きについて利用者又は家族に説明し、同意を得る。
- 契約書又は重要事項説明書で定めた、一定の予告期間等の手続きを遵守する。
- 関連事業所と連携し、他の事業者を紹介するなど利用者へのサービス提供が滞らないようにする。

### 【参考資料】

- 別紙5 「平成27年度 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書」
- 別紙6 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
- ※どちらも一部抜粋

# 8. 事故報告について

## ①事故報告の取扱い

### (1) 事故報告の具体的な取扱いについて

事故発生時の報告方法・報告が必要な事故の範囲等については、中野区公式ホームページから「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」及び「中野区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」をご確認ください。

#### 内容

介護サービス提供中に事故が発生した場合は適切な対応を行い、速やかに報告してください。

事故報告の際には、報告方法及び報告が必要な事故の範囲（報告を要しない事例も含む）等の詳しい内容を示した以下の書類をご参照ください。

[「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」 \(PDF形式: 617KB\)](#)

[「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」 \(PDF形式: 90KB\)](#)

HP：介護保険事業者等における事故発生時の報告

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jikohasseiji.html>

# 8. 事故報告について

## ①事故報告の取扱い

### (2) 事故報告書の様式について

事故発生時の報告には、中野区ホームページに掲載されている様式を使用してください。

ページID: 659242159

### 介護保険事業者等における事故発生時の報告

#### 様式

事故発生時の報告には以下の様式を使用してください。

[「事故報告書」（エクセル：72KB）](#)

※「介護保険最新情報Vol.1332」により、事故報告書様式が新しい様式に変更になりました。事故情報の収集・分析に使用するため、最新の様式を使用してください。

※事故報告書はPDFに変換せず、Excelファイルのまま提出してください。

# 8. 事故報告について

## ①事故報告の取扱い

### (3) 感染症の報告について

令和5年5月8日以降の感染症等の取扱いは以下のとおりです。

#### 【提出が必要なもの】

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条」に基づく指定感染症（1類～5類（5類の定点把握感染症を除く））」

- 食中毒

- 疥癬

※事故報告書の提出に当たっては、保健所へ相談し、その指示及び対応状況を記入してください。

#### 【提出が不要なもの】

- 新型コロナウイルス感染症（5類の定点把握感染症）

# 8. 事故報告について

## ①事故報告の取扱い

(4) 厚生労働省が定める基準に基づく事故報告以外の報告について「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、以下の場合は迅速に区・保健所へ連絡する必要があります。区への報告は事故報告書の様式を使用してください。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザも含みます。

# 8. 事故報告について

## ②報告方法

- 原則、Excelファイルの事故報告書を電子メールで提出してください。
- 第1報は事故発生時から遅くとも5日以内に提出してください。
- 緊急を要するものについては、仮報告を電話で行い、直ちに事故報告書の第1報を提出してください。
- ※緊急を要するものの例
  - ・感染症が拡大している
  - ・法令違反や著しい非行行為（虐待）
  - ・その他、施設や事業所運営に関わる重大な事故
- 対象者が複数いる場合は、「氏名」「年齢」「被保険者番号」「被害状況」などの必要項目を記載した一覧表を添付することで、一括で報告することができます。

## 8. 事故報告について

## ② 報告方法

- 事故が長期化する場合、追加で経過報告を提出する必用があります。

※報告書上部に報数（第2報、第3報…）を記載してください。

## 事故報告書 (事業者→中野区)

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第____報	<input type="checkbox"/> 最終報告	提出日： 年 月 日
------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	------------

# 8. 事故報告について

## ②報告方法

- 事故対応が終了した時点で、最終報告を提出してください。  
※第1報時点で事故処理が終了している場合は、「第1報兼最終報告」として報告が可能です。

### 事故報告書 (事業者→中野区)

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

	<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第_____報	<input type="checkbox"/> 最終報告					提出日： 年 月 日		
1事故 状況	事故状況の程度	受診(外来・往診)、自施設で応急処置						<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年	月	日				
2 事 業 所 の	法人名									
	事業所(施設)名							事業所番号		
	サービス種別									

# 8. 事故報告について

## ③報告を要しない事例

以下の事例に該当する場合、事故報告書の提出は不要です。

- 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することがなく、軽微な治療のみで対応した場合
- 利用者が身体的被害を受け、医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合
- 老衰など事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合
- その他、被害又は影響が極めて軽微な場合

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	充電中のバッテリーの発火について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○掃除機のバッテリー（リチウムイオン電池）充電中に発火した。</li><li>○バッテリーが純正品ではなかった。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○火災報知器の発報により、職員による発火場所の発見・初期消火の実施、利用者の安否確認・避難誘導が行われたため、けが人が出ませんでした。</li><li>○改めて使用しているバッテリー製品の見直しや点検に努めてください。</li><li>○避難訓練を定期的に実施し、職員の連携・利用者の安全確保に努めてください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	落薬・誤投薬について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者への服薬ミス</li><li>○他利用者への誤投薬</li><li>○記録漏れによる二重投薬</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○個々の既往歴・病歴により重大な事故に発展する可能性があります。</li><li>○薬の保管方法・投薬時の確認方法等を今一度見直し、未然防止に努めてください。</li><li>○事故発生時は自己判断せず、医師・看護師に報告し指示を仰いでください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	転倒事故について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○トイレへの移動時の転倒</li><li>○介助中に「待っててください」と声をかけ、そばを離れた際の転倒</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者本人も一人で立ち上がり・歩行ができると考えがちです。</li><li>○介助前に利用者が動いてしまい、転倒に至る事案が多いです。</li><li>○利用者の動きを見ながら声掛けなどを行い、細心の注意を払って介助をしてください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	原因不明なあざやケガについて
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○要介護度が高く、ADLの低下により、自発動作の少ない利用者の原因不明のあざやケガ</li><li>○拘縮の見られる利用者の原因不明のあざやケガ</li><li>○認知症を患った利用者が、痛みを訴えているにも関わらず長期間骨折を放置されていた。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○骨粗鬆症により骨折しやすくなっているケースがあります。</li><li>○個々の介助方法の再確認等、細心の注意を払ってください。</li><li>○長期的に痛みを訴える利用者に注意してください。</li><li>○虐待が疑われる場合は速やかに区に通報してください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	個人情報の紛失、漏洩について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者へ渡した書類に、他の利用者から預かった書類が混入していた</li><li>○個人情報が記載された郵便物を誤発送した。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○個人情報の管理・持ち出し等の規程を今一度見直してください。</li><li>○個人情報を含む書類の発送時は、封入した個人情報・宛先等に誤りがないか、ダブルチェックを行うなど、細心の注意を払ってください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	徘徊・離設について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員が目を離した時に、利用者が行方不明になる。</li><li>○施設から離設して、警察に保護される。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○すぐに発見されるものもあれば、翌日まで発見されないものもあります。</li><li>○場合によっては、利用者の健康状態に影響を及ぼすこともあります。</li><li>○普段から離設防止に努め、細心の注意を払ってください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	金品や私物の紛失について
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者・職員の私物・金銭が紛失し、見つからない。</li></ul>
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○事を荒げたくない、などの意向により、警察への通報を望まない方もいます。</li><li>○利用者は「誰かが盗んだ」という不信感を持ち続けています。</li><li>○警察への通報が遅れると、証拠が無くなってしまい、事実が分からなくなってしまいます。</li><li>○客観的に見て盗難が疑われる場合は、警察への通報を勧めてください。</li></ul>

# 8. 事故報告について

## ⑤よくある問合せ（FAQ）

Q 1. 誤薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 1. 必要です。

Q 2. 落薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 2. 落薬により服薬が確認できない場合は必要です。

Q 3. 入浴時、身体に痣を確認した。事故報告書の提出は必要か。

A 3. 「③報告を要しない事例」に該当する場合でも、原因が特定できないケガや痣の場合は事故報告書の提出が必要です。

Q 4. 個人情報の漏洩、紛失時、事故報告書の提出は必要か。

A 4. 職員、利用者又は第三者の故意、過失による行為及びそれらが疑われる場合は必要です。

# 8. 事故報告について

## ⑥介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドラインについて

令和6年度老人保健健康増進等事業において「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅サービス等の安全管理に関する内容も盛り込まれています。詳しくは介護保険最新情報Vol.1436をご確認ください。



### 参考

介護現場におけるリスクマネジメント  
について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/kaigo\\_jiko.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/kaigo_jiko.html)

# 9. けあプロ・n a v i 、ケア俱楽部について

## ①サイト概要

### 【けあプロ・n a v i】

- 区内の介護事業所・通いの場を誰でも検索・閲覧できる、区民向けの介護事業所検索サイトです。

The screenshot displays the keaburo-navi website interface. At the top, there is a navigation bar with icons for 'Home' (ホーム), 'Care' (介護), and 'Day Care Center' (通いの場). The 'Care' (介護) icon is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there are two main sections: 'Care Facility Search' (事業所検索) and 'Day Care Center Search' (通いの場検索). Each section has three search options: 'Search by Map/Address' (地図・住所から探す), 'Search by Facility Name' (事業所名から探す), and 'Search by Service' (サービスから探す). The 'Day Care Center' section is also highlighted with a red box. At the bottom, there is a footer with icons for 'Home' (ホーム) and 'Day Care Center Top' (通いの場トップ), and the text 'Nakano City Care Insurance Department Care Facility Operator' (中野区 介護保険課 介護事業者係).

ホーム 介護 通いの場

介護トップ

事業所検索

- 地図・住所から探す
- 事業所名から探す
- サービスから探す

相談

- 介護相談窓口
- ケアマネ検索

受け入れ情報

- 空き情報から探す

ホーム 介護 通いの場

通いの場検索

- 地図・住所から探す
- 団体名から探す
- サービス種別から探す

中野区 介護保険課 介護事業者係

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ①サイト概要

### 【けあプロ・navi】

- 「事業所名」「地域」「サービス名」などから検索できます。
- 事業所の空き情報も簡単に閲覧可能です。



The '介護' section contains the following content:

- 事業所検索**
  - ▶ 地図・住所から探す
  - ▶ 事業所名から探す
  - ▶ サービスから探す
- 相談**
  - ▶ 介護相談窓口
  - ▶ ケアマネ検索
- 受け入れ情報**
  - ▶ 空き情報から探す

The '通いの場' section contains the following content:

- 通いの場検索**
  - ▶ 地図・住所から探す
  - ▶ 団体名から探す
  - ▶ サービス種別から探す

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ①サイト概要 【ケア俱楽部】

- 中野区からのお知らせやアンケート等を閲覧することができる区内介護事業所向けの情報提供サイトです。

お知らせ・情報

タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。

6 中野区のお知らせ 11 厚生労働省 14 都道府県 10 老人福祉施設協議会 24 シルバー新報

介護保険課 管理係  
〔申請する場合は回答必須（10/31まで）〕令和7年度介護福祉士受験手数料助成金の需要量調査の実施について 未読 2025年10月06日

介護保険課 管理係  
重要 〔11月4日締切〕「令和7年度東京都認知症対応型サービス事業開設者研修」申込のお知らせ 未読 2025年10月06日

介護保険課 管理係  
介護の日イベントに実施する「おしごと相談会」への参加希望調査について（参加申込：10月27日まで、資料提出10月30日まで） 未読 2025年10月02日

地域包括ケア推進課（在宅医療推進係）  
〔中野区医師会〕令和7年度中野区在宅療養（摂食・粪下機能）支援事業 第2回人材育成研修会のご案内 未読 2025年10月01日

介護予防推進係  
〔総合事業〕介護予防ケアマネジメント及びサービス活動B・CにおけるQ&Aの掲載について(動画2.) 既読 2025年09月19日

中野区のお知らせ一覧

お知らせ

掲示板

関係者専用検索

活動記録

ホーム

お知らせ

掲示板

関係者専用検索

活動記録

掲示板

関係者専用検索

活動記録

登録事業所管理

登録済みの活動記録検索

活動記録登録

資源登録

アンケート

よくある質問

地域資源分布マップ

ユーザー情報変更

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ①サイト概要 【ケア俱楽部】

- 会員サイトからは国や都からのお知らせを閲覧でき、「関係者専用検索」からは事業所情報の検索が可能です。

The screenshot displays two views of the Nakano Care Club website. The left view shows the 'Information' section with a red box highlighting the 'Information' button in the top navigation bar. The right view shows the 'Business Search' section with a red box highlighting the 'Business Search' button in the top navigation bar. Both views include a top navigation bar with 'Text Size' and 'Zoom' buttons, and a bottom footer with 'Text Size' and 'Zoom' buttons.

**中野区 ケア俱楽部**

文字サイズ 標準 拡大

中野区 ケア俱楽部

文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ 揭示板 関係者専用検索 活動記録 ホーム お知らせ 揭示板 関係者専用検索 活動記録

中野区のお知らせ 厚生労働省 都道府県 老人福祉施設協議会 シルバー新報

中野区のお知らせ一覧

関係者専用検索

事業所検索

① 受け入れ情報

検索結果: 315件 表示中: 1~10件

絞り込み条件: なし 条件を絞り込む

各種サービスの空き情報が検索できます。  
空き情報から探す

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ②中野区からのお知らせについて

- トップ画面には最新5掲載分しか表示されませんが、以下のボタンをクリックすると、これまでのお知らせも閲覧できます。



介護保険課 管理係

[【回答期限11/7\(金\)】ケアプランデータ連携システム支援事業の需要量調査にご協力ください](#)

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【10/10更新】令和7年度中野区介護サービス事業所研修（全15回）の実施について](#)

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【東京都】「福祉現場における働き方の多様化」に関する調査の実施について](#)

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【災害時情報共有システム】令和7年台風22号に係る注意喚起・被災状況報告について](#)

2025年10月09日

介護保険課 管理係

[【申請する場合は回答必須（10/31まで）】令和7年度介護福祉士受験手数料助成金の需要量調査の実施について](#)

2025年10月06日



中野区のお知らせ一覧

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ②中野区からのお知らせについて

- 条件を絞り込んで検索することもできます。

1 自治体を選ぶ

中野区

2 カテゴリを選ぶ

全てのカテゴリ

全てのカテゴリ

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症

介護保険課 管理係

介護保険課 介護資格保険料係

介護保険課 介護認定係

介護保険課 介護給付係

介護保険課 介護事業者係

介護予防推進係

高齢者サービス係

地域包括ケア推進課（在宅医療推進係）

地域包括ケア推進課

地域活動推進課

高齢者支援基盤整備係

福祉推進課

中野区保健所

3 サブカテゴリを選ぶ

全てのサブカテゴリ

検索結果：318件 表示

絞り込み条件：なし

表示件数 10件

先頭 <<前 1 2 3 ...

介護保険課 管理係

# 9. けあプロ・n a v i 、ケア俱楽部について

## ③事業所各位へのお願い

- 事業所番号ごとにアカウントを登録しています。
- サービス種別ごとに閲覧できるお知らせが異なりますので、登録している事業所番号ごとにお知らせを確認してください。
- ログイン用 ID・PWのお問い合わせは、介護事業者係まで。
- このサイトは中野区が委託した「トーテックアメニティ株式会社」が運用しています。
- 各事業所へ「トーテックアメニティ株式会社情報センター」からFAXで調査票が送付されます。
- 区民やケアマネジャーが、最新かつ正確な情報を入手することができるようとするため、FAXへの回答をお願いいたします。

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ③事業所各位へのお願ひ

### (1) けあプロ・naviに掲載する事業所情報調査

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所情報の修正や変更の有無を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は1年に1回です。（直近は2025年7月10日に送付）

### (2) 介護サービス事業所空き情報調査のお願い

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所の空き情報を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は次のページのとおりです。

# 9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

## ③事業所各位へのお願い

### (2) 介護サービス事業所空き情報調査のお願い

サービス種類	調査内容	頻度
居宅介護支援	新規ケアプランの作成可能数	隔週1回
通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
地域密着型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
認知症対応型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
認知症対応型共同生活介護	新規受け入れ件数	月1回
短期入所生活介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週1回：2週間分 月1回：3か月分
短期入所療養介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週1回：2週間分 月1回：3か月分
特定施設入居者生活介護	待機者数	月1回
介護老人福祉施設	待機者数	月1回
介護老人保健施設	空床（室）数、待機者数、特別な医療の受入	月1回
小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回

# 10. 他係・他課からのお知らせ

## (1) 介護保険課管理係からのお知らせ

中野区では区内の介護保険サービス事業所等を対象に、介護保険サービスの質の向上を目的として介護サービス事業所研修を年間15回実施しています。

本研修はオンライン及びアーカイブ配信での実施となっているため、参加しやすい形式となっています。また、主任介護支援専門員更新研修の要件該当となる研修や運営基準上必須となる研修（※）に対応したものが含まれているため、ぜひご参加ください。

### ※業務継続計画・高齢者虐待に関する研修など

今年度のスケジュールについてはケア俱楽部及び区HPで周知しているためそちらをご確認ください。

たくさんのご参加をお待ちしております。

[https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko\\_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/kaigokensyu.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/kaigokensyu.html)

# 10. 他係・他課からのお知らせ

## (1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

先般、令和7年度厚生労働省補正予算案が成立し、「介護保険分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援」が実施されることが決定しました。

### ①支給要件・金額

1. 介護従業者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
2. 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
3. 介護職員の職場改善要件の支援  
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

### ②対象期間

令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

- ・申請窓口は東京都※詳細が分かり次第ケア俱楽部にてお知らせします。

# 10. 他係・他課からのお知らせ

## (1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

「① 2. 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ」につきましては、処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たしていることが必要となっております。

ア) 訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等

→生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

## ●令和7年度厚生労働省補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/index.html>

# 10. 他係・他課からのお知らせ

## (1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

訪問・通所サービス等については、取得要件の一部が「ケアプランデータ連携システムの加入（又は見込み等）」となっています。

また、今後整備予定の介護情報基盤との連携もあることからケアプランデータ連携システムの導入について、改めてご検討ください。

導入に当たり、現在実施しているケアプランデータ連携システム支援事業については下記URLからご確認ください。

- 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（助成金）について

→**介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの接続サポートを一体的に受ける場合も助成対象となります。**

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/materials?goto=jyoseikin-section>

- ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンについて

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

# 10. 他係・他課からのお知らせ

## (2) 福祉推進課高齢者専門相談係から高齢者虐待のお知らせ

虐待されている高齢者を発見した場合は速やかに、地域包括支援センター又は高齢者専門相談係へ相談・通報します。

高齢者虐待防止法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

高齢者や養護者からの虐待の訴え・相談を受けたとき、あるいは高齢者や養護者等の様子を通じて虐待と思われる状況に気づいたときは、地域包括支援センター又は高齢者専門相談係に相談・通報します。

特に高齢者の身体に原因不明の痣があつたり養護者から暴言を言われているなど生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、即時の通報が必要です。（※なお、入浴時等に不自然な痣を発見したときはご本人の同意の下、写真で記録を撮ることは重要なポイントです。）

通報するときには、高齢者の体調の変化や家庭状況などの情報を的確に報告します。

## «早期発見のポイント»

- ・高齢者の送迎や家庭訪問等で、高齢者本人や養護者双方の良い聞き役になるなど、信頼関係を強めます。
- ・「高齢者虐待発見チェックシート」（資料編）を活用するなど、高齢者の体調や家庭状況の変化に気づく視点を日頃から身に付けます。
- ・日頃より、ケアマネジャーと連携をとり、意見が交換できるような体制をつくります。

# 高齢者虐待対応

## «関係機関との協力»

区から要請があった場合には、事実確認や個別ケース会議等には積極的に参加・協力します。あわせて、虐待を受けていると思われる高齢者に関する情報について的確に提供します。

## «虐待情報の連絡体制の整備»

高齢者虐待と思われる情報を速やかに相談・通報するため、通所介護事業所内部における相談・通報体制を整備しておく必要があります。

# 高齢者虐待対応

## «個人情報・プライバシーへの配慮»

高齢者虐待の対応にあたっては、高齢者本人や養護者の個人情報を関係者間で共有することが必要不可欠です。一方で、高齢者や養護者には、家族内の問題を知られたくないといった思いもあり、非常に纖細な問題として扱わざるをえないことになります。そのため、支援にあたる事業者は支援の過程で知り得た高齢者本人及び養護者の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

# 養介護施設従事者による高齢者虐待通報

介護サービス事業所職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した職員  
は速やかに下記連絡先に通報することが必要です。

○福祉推進課 高齢者専門相談係  
電話 03-3228-8951

○介護保険課 介護事業者係  
電話 03-3228-8878

# 動画視聴後の出席確認について

ご視聴いただきありがとうございました。  
ケア俱楽部で配信されるアンケートから、出席の回答・中野区に対する質問を入力してください。回答期限は**2月末**までです。  
いただいた質問は、後日、区HP上で回答させていただきます。

The screenshot shows the Chuo City Welfare Department website. At the top, there are two navigation bars with identical icons and labels: 'ホーム', 'お知らせ', '掲示板', '関係者専用検索', '活動記録'. The left bar has a yellow '重要なお知らせ' section with a message about email address confirmation. The right bar has a yellow '新着アンケート' section with a red box around it. Below these are sections for 'お知らせ・情報' with various news items and a 'ユーザー情報変更' button. The bottom of the page shows footer links for '福祉推進課' and '高齢者専門相談係'.

【要確認】ケア俱楽部に登録のメールアドレスの注意事項について  
2025年03月28日

重要なお知らせ

新着アンケート

【回答期限9/30】指導検査システムの導入にあたっての利用意向アンケート  
[送信前]

お知らせ・情報

タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。

17 中野区のお知らせ 15 厚生労働省 17 都道府県 11 老人福祉施設協議会 23 シルバー新報

福祉推進課 | 高齢者専門相談係

# 参考ホームページ

## 【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigojigyosyokanren.html>



中野区ホームページ > 目的別検索 > ページ ID 検索から  
「195810690」と入力していただくと、自動で遷移します。  
各種リンクから指定・指導・事故報告など、必要な情報を閲覧するこ  
とが可能です。

## 中野区 けあプロ・n a v i 地域・社会資源把握支援システム

<https://carepro-navi.jp/nakano>



区民向け介護施設・事業所検索サイト「けあプロ・n a v i」のペー  
ジです。  
右下の【会員専用ページ > ログインする】から、介護事業者向けの  
情報提供サイト「中野区ケア俱楽部」へログインが可能です。

ご清聴ありがとうございました。

【読み上げ】  
**VOICEVOX 四国めたん**